

令和8年2月定例教育委員会

○ 開催概要

○ 開催日時	令和8年2月20日（金）13時00分～15時31分		
○ 開催場所	県庁22階 教育委員室		
○ 出席者 （委員等）	教育長	柳 橋	常 喜
	教育長職務代理者	幡 谷	史 朗
	委 員	富 田	敬 子
	委 員	伊 藤	道 子
	委 員	磯 部	大吾郎
	委 員	森	淳 一
（事務局職員）	総務企画部長	川和田	由紀子
	学校教育部長	庄 司	一 裕
	総務課長	山 本	晃 裕
	教育企画室長	富 樫	仁 彰
	財務課長	武 村	知 己
	生涯学習課長	増 子	靖 啓
	文化課長	真 木	陽 水
	私学振興室長	平 賀	靖
	教育改革課長	鈴 木	知 孝
	義務教育課長	山 口	英 司
	高校教育課長	深 澤	美紀代
	特別支援教育課長	仲 野	祐 二
	保健体育課長	高 橋	清
	生徒支援・いじめ対策推進室長	平 山	健 治
○ 欠席者	委 員	庄 司	一 子

○ 議 案

議 題	案 件 名	担 当 課	公開・ 非公開の別
1 議案			
第52号議案	茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	財務課	公 開
第53号議案	茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則について	教育改革課	公 開
第54号議案	茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について	高校教育課	公 開
第55号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について	総務課	非公開
第56号議案	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見に	総務課	非公開

	ついて		
第 57 号議案	茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例等の一部を改正する条例案に対する意見について	総務課	非公開
第 58 号議案	令和 7 年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について	財務課	非公開
第 59 号議案	令和 8 年度茨城県一般会計予算案に対する意見について	財務課	非公開
第 60 号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例案に対する意見について	高校教育課	非公開
第 61 号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開
第 62 号議案	教職員の人事について	義務教育課	非公開
第 63 号議案	教職員の人事について	義務教育課	非公開
2 協議			
1	茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の専決について	総務課	非公開
2	茨城県文化財保護審議会委員の委嘱について	総務課	非公開

※非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開会

教育長による開会の宣言後、非公開審議項目について提案し、各委員から了承された。

2 議事

(1) 公開審議

発言者	発言内容
【第52号議案】 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	
財務課長	資料①に基づき説明 (主な質疑・意見等)
幡谷委員	4月、5月、6月の3か月分は7月10日まで、7月、8月、9月の3か月分は10月10日までという3か月単位で徴収するわけですが、このあと10月から3月まで6か月間残っておりまして、この部分は今後どのような動きになるのでしょうか。 前半でまとめて3か月ということになると、後半もまとめて3か月分になるようになってくるのか所感をお聞かせいただきたい。
財務課長	授業料の無償化により、ほとんどの方が授業料を払う必要がない状況になりますが、後半につきましては、条例どおり、毎月の支払いとなります。
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第53号議案】 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則について	
教育改革課長	資料②に基づき説明 (主な質疑・意見等)
幡谷委員	「計画は各自治体で策定」と記載がありますが、県としては、どの程度各自治体の策定に関与というか、ご指導というか、寄り添うというか、導くというか、言い方が難しいのですけれども、具体的にはどの程度の関与をされているのでしょうか。
教育改革課長	こちらの計画ですけれども、基本的には国のガイドラインで雛形が示されておりまして、それは昨年秋に各市町村に配布しております。 本県のようにもともと計画があるところにつきましては、それをアップデートすることでもよいということですので、このような形なのですが、市町村で新しく作る場所もございまして、県では適宜このように作っているという情報提供をしつつ、それを参考に作っていただくというように進めているところでございます。
幡谷委員	かなり各自治体の裁量にお任せするというところでよろしいでしょうか。
教育改革課長	そうですね。我々の計画はかなりボリュームがあるものですが、都道府県、市町村によっては、これが数枚のものや数十ページにわ

	たるものもあって、そこは裁量に任されておりますので、各市町村の裁量に任せたいと思っております。
幡 谷 委 員	国のガイドラインと県が独自にお作りになったものを市町村にお渡ししてあるので、それを参考にとということですね。
教育 改 革 課 長	そうでございます。県内を5つのブロックに分けて教育事務所がございまして、その教育事務所単位で、県ではこういった感じで進めていますよと説明をしてもらって、それを参考に作っていただければと考えております。
教 育 長	先ほどおっしゃっていただいた寄り添うこと、要するにサポートをどうするか、あとどういうものを渡して検討してもらおうかということについては、教育事務所からこれまでも行ってきておりますが、今後も丁寧に継続し、その中で策定してもらおうこととなります。
教育 改 革 課 長	年に数回会議を開いておりますので、そこで情報提供しながら行ってまいります。
幡 谷 委 員	教育事務所の再編はないですね。
教育 改 革 課 長	これまでどおりです。
磯 部 委 員	この資料の最後のページに「時間外在校等時間を月 30 時間以内とするための具体的な取組」とありますけれども、例えば、地域展開するといった内容がここに含まれるという理解でよろしいでしょうか。
教育 改 革 課 長	字が細かいのですが、その内容がそのページの右下にございます。時差出勤制度の導入や部活動の関係などがありまして、部活動関係ですと、県立学校の場合は、地域移行というか1日当たりの時間数の制限、部活動の顧問を複数置いて平準化してくださいとか、あといわゆる業務のデジタル化とか、そもそも慣習で行っているものをもう1回見直すというようなことが書かれてありまして、基本的にはこれをベースに継続して進めたいと思っております。
磯 部 委 員	例えば、部活動の地域展開は今年度か来年度に具体的にその方針を決めて、団体や個人を募集するという話ですけれども、それと合わせたような内容をここに書いているという理解でしょうか。
教育 改 革 課 長	それは市町村の地域移行の話になりますので、少し違いまして、県立学校の部分だけの記載になります。
教 育 長	中学校の部活動の地域展開という部分では、地域展開によって教職員の時間外在校等時間のところで関係はしてくるのですが、このこととは分けて整理いただくことは必要かもしれません。
磯 部 委 員	考え方として、中学校と県立高校とは分けてということでしょうか。
教 育 長	そうですね。部活動の地域展開はあくまでも公立中学校という考え方で、高等学校は入っておりませんので、分けて整理をしていた方が良いのかなと思います。部活動の地域展開について、中学校プラス高校まで部活動全体だとなかなかイメージがしにくいです。今国が進めていて、日本全体で進めているのは、あくまでも公立中学校の、平日ではなく、休日、土日の部活動の地域展開という限定がかかっているところです。
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

【第 54 号議案】	
茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について	
高校教育課長	資料③に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
富田委員	今回「学校運営協議会を設置する学校の校長は」という表記があるのですが、学校運営協議会はほとんどの高校で設置しているものなのでしょうか。設置していない学校があるとすれば、どのような違いが出てくるのか参考に教えていただけますでしょうか。
高校教育課長	<p>学校運営協議会は、高校では6校、特別支援学校では23校全校がこの学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを設置しております。</p> <p>高校では、学校評議員制度というのが先にございまして、この学校評議員制度は、平成14年に高校全校に設置をいたしました。</p> <p>この学校評議員制度というのは、コミュニティスクールと同じような形で、地域の方や有識者など学校評議員を5名程度お招きしまして、学校の運営方針等について広くご意見を賜り、学校の運営経営に資するという会議でございます。</p> <p>その後、平成16年にコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会を設置可能ということが国から出されまして、高校では6校が導入した次第です。</p> <p>なぜ高校では6校にとどまっているかというところですが、小・中学校のようにコミュニティが決まっていればできるのですが、高校の場合、通ってくる生徒がその市町村というか、小さなコミュニティではなく、広く全県に渡っているものですから、そういう意味で、高校の場合は、学校評議員制度でしっかり担保するというところで進めさせていただいている次第です。</p>
富田委員	そうすると、コミュニティスクールと違って地元との距離感が少し出てくると思うのですが、学校運営協議会の構成員も少し違ってくるのでしょうか。
高校教育課長	高校の学校評議員の主な構成としましては、学識経験者や教育委員会の関係者、企業関係者、保護者が入っております。コミュニティスクールについても、特に大きな違いというものはございません。
高校教育課	補足ですが、人数が少し違って、学校評議員は5名、コミュニティスクールは10名以内としています。これは熟議ということで、より多くの人数ということです。構成員については、先ほど高校教育課長から説明があったように、ほぼ変わらず、学識経験者や近隣中学校の校長先生などが入っている場合が多くなっています。
審議結果	可決

(2) 非公開審議

発言者	発言内容
【第 55 号議案】	
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について	
総務課長	資料（非公開）に基づき説明

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第56号議案】 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	
総務課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第57号議案】 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例等の一部を改正する条例案に対する意見について	
総務課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第58号議案】 令和7年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について	
財務課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第59号議案】 令和8年度茨城県一般会計予算案に対する意見について	
財務課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第60号議案】 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例案に対する意見について	
高校教育課長	資料（非公開）に基づき説明
審議結果	可決

発言者	発言内容
【第61号議案】 教職員の人事について	
教育改革課長	資料（非公開）に基づき説明

(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決

発 言 者	発 言 内 容
【第 62 号議案】 教職員の人事について	
【第 63 号議案】 教職員の人事について	
義務教育課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	
審 議 結 果	可 決 (両議案)

発 言 者	発 言 内 容
【協議 1】 令和 8 年度茨城県県立中学校、高等学校及び中等教育学校校長等の人事に係る協議について	
高校教育課長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	

発 言 者	発 言 内 容
【協議 2】 令和 8 年度教育庁等部課長級職員の人事に係る協議について	
総 務 課 長	資料（非公開）に基づき説明
(非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)	

3 閉 会

教育長が閉会を宣言した。